

平成 28 年 12 月 6 日

## 当院に関する報道について

既に一部報道がされましたとおり、今般、医療法人財団緑生会（以下「当法人」といいます。）が運営する水口病院（以下「当院」といいます。）において、母体保護法 14 条 1 項に基づく医師会の指定を受けていない医師が、人工妊娠中絶手術を行っていたことが発覚しました（以下「本件事件」といいます。）。現在ご来院いただいている皆様方、過去にご来院されたことのある皆様方、地域の皆様方、その他関係者の皆様方には、大変なご心配、ご不安をおかけし、誠に申し訳ございません。このような事件を発生させたことを反省するとともに、皆様方には深くお詫び申し上げます。

当法人及び当院では、本件事件を厳粛に受け止め、再発防止に向け、内部統制の一層の強化を図るとともに、一体となり全力で信頼回復に取り組んでまいります。

本件事件の概要等は下記のとおりです。

### 記

#### 1 事件の概要

##### (1) 当事者

##### ア 当院

- ① 当時の施設管理責任者であった前院長（以下「前院長」といいます。）。  
なお、前院長は母体保護法 14 条 1 項に基づく医師会の指定（以下「指定」といいます。）を受けた医師です。また、勤務期間は平成 28 年 4 月 1 日から同年 10 月末日までです。
- ② 当院に勤務していた産婦人科を専門とする医師（以下「担当医師」といいます。）。なお、担当医師は指定を受けていませんでした。また、勤務期

間は平成 28 年 3 月 1 日から同年 10 月末日までです。

#### イ 患者様

20 歳代の女性の患者様（以下「患者様」といいます。）です。

#### (2) 事件内容

平成 28 年 7 月ころ、指定を受けていない医師（担当医師）が、患者様に対し、人工妊娠中絶手術を行ったというものです。なお、一部で稽留流産であったとの情報が流れていますが、当該事実はありません。稽留流産は人工妊娠中絶ではなく、母体保護法の適用がないため、母体保護法の指定を受けた医師以外の医師によっても適法に施術を行うことができます（母体保護法 1 条、2 条 2 項、14 条 1 項）。

当法人では、施設管理責任者である前院長の責任のもとで、当院において指定を受けていない医師が人工妊娠中絶手術を行うことがあることを認識していました。この点につきましては、当法人の医療法人財団としての認識不足、認識の甘さを痛感するところでございます。

他方で、患者様は、手術の 6 日後に急死されました。当法人は、所轄警察署からの問い合わせにより当該事実を知りました。そのため、死因の詳細について、当法人は正確に把握できておりません。

また、現時点において、監督官庁や捜査機関から、急死の原因が本件事件にあるとの指摘を受けたことはございません。そのため、現時点では、本件事件と急死との因果関係はないものと考えております。しかし、万一因果関係が肯定されたときは、ご遺族に対し、真摯に対応させていただく所存です。

#### (3) 担当医師の手術回数

上記 1 (1) ア記載の勤務期間中、本件を含む 12 件の人工妊娠中絶手術を担当したことを確認しています。

#### 2 患者様へのご対応

担当医師の勤務期間中に当院で人工妊娠中絶手術を受けられた患者様には、

担当医師による手術であったか否かを個別にご回答させていただきます。なお、その際に個人情報保護の観点から、身分を確認する資料の提出を求めることがございますので、ご理解のほどよろしくお願い申し上げます。

### 3 前院長及び担当医師の処分

#### (1) 前院長

本件事件を受け、平成 28 年 10 月末日をもって、前院長は当法人を退職しております。

#### (2) 担当医師

上記 3 (1) と同様の理由で、平成 28 年 10 月末日をもって、担当医師は当法人を退職しております。

### 4 原因と再発防止策

本件事件は、当院の人工妊娠中絶手術や母体保護法に関する認識不足により起こったものです。また、当法人も、現場判断を尊重する反面、現場管理を怠っていました。

今後は、法令等遵守のより一層の徹底を図るとともに、現場管理を徹底し、二度と同様の事件を起こさないよう、職員一同全力を挙げて取り組んでいく所存です。

また、今後同様のことが産婦人科界において再発しないよう、母体保護法の適正運用について監督官庁および産婦人科学会や東京都医師会に対し、東京都医師会母体保護法指定医師の指定基準 3 項の研修機関の条件及び研修機関における指導医師の直接の指導の下においてのみ、指定を受けていない医師が人工妊娠中絶手術を行うことが出来る（同指定基準 2 項 (2)）ことの周知徹底を改めて求めていく所存です。

以上